

民事紛争解決の最終手段に「訴訟」がある。訴訟に関する名言に、トーマス・カーライル（英國歴史家）の「争いの場合、怒りを感じるやいないや、我々（われわれ）は真理のためではなく、怒りのためには争う」があり、一つの戒めとなっている。法格言の中に「弁護士は訴訟せず」が見える。

訴訟の終局処理はどうなっているかを示す最新のデータは、①訴えの取り下げ約18%②欠席判決約20%③裁判上の和解約35%④対席判決のうち原告勝訴が約18%・敗訴その他が約5%となっており、訴状が届かないものもかなりある。この結果をどう見るかだが、傾向としては最後まで争い、解決を裁判所の判決に委ねるケースが意外と少なく、示談をして訴えを取り下げるか、裁判上の和解をするかの

発防止策などを含めての解決が可能になる。また取引に絡む紛争なら、ワインワインの関係を築き、取引の拡大をもくろむことができる「調停」

匠プラザ21
経営法務大学

訴訟という選択

ないといけない。

◆訴訟のルール

訴訟は法定手続ぎの下裁判所は原告に権利の発生など請求を根拠付ける原因事実の主張をしてもらい、被告が争つた時は、裏付けとなる証拠の提出を受けて事実の存否を認定する。被告が権利の消滅など原告の請求を打ち消す抗弁事実を主張する時も、この理は変わらない。

いかなる事実につき当事者が主張立証の責任を負つかは、実体法に要件が定められているが、選択を間違えると

このように訴訟特有のルルがあり、中核となるのは要件事実のいかんになるが、第一に業務の管理がすんだと戦いにならない。会社の事業活動に即していえば①取引に関する法律が把握されているか②契約書に無効・不当の条項がないかのチェックをしているか③出来事について、**W h a t**（客体）、**W h o**（関係者）、**W h e n**（期間）、**W h e r e**（場所）、**W h y**（目的）、**H o w**（手段）、**H o m e**（価格・費用）

◆訴訟のリスク

他には費用負担リスク、ソース確保リスク、営業秘密開示リスク、債権回収リスクなどがあり、企業イメージに傷がつくこともある。ここで注意を要するのは差し止め請求型訴訟であり、権利行使があると、被告側は事業の中止・停止に追い込まれる。原告にとっては、将来の強制執行を予定して訴えに先立ち、金銭債権は仮差し押さえ、非金銭債権には仮処分による現状保全命令を得ておくことになるが、その段階で勝負がつくなるケースもある。

合計が実に半数を超えてい
る。

の場合も同じ）。当事者が處理能力を高め、自ら解決することが望ましく、本来は示談・和解の効用を取り入れた「紛争解決学」を構築し、そのメソッドが使えるようにし

勝てる訴訟も思い通りの結果が得られない。当事者が自分に有利な判断を得るために必要となる要件事実を主張しないと、裁判所には取り上げられない。また、その要件事実にしても立証することができないと、存在しないものと扱われる。

を使って説明できるか④説明のため、出来事の時系列表と登場人物の関係図が用意されているか⑤出来事を裏付ける証拠がどれだけそろっているか――がチェックポイントになる。